

令和元年6月19日

学生及び教職員各位

大学院総合文化研究科長

大学院数理科学研究科長

駒場キャンパスの放置自転車等の廃棄処分について

平素より皆様には構内交通にご理解とご協力を頂き、ありがとうございます。

駒場キャンパスの放置自転車等について、廃棄処分を下記のとおり実施しますのでお知らせします。

記

1. 警告書の取り付け

構内に無許可で駐輪されていた放置自転車等について、6月11日（火）に警告書（黄色）を取り付けました。

2. 猶予期間

警告書を取り付け後、約2週間の猶予期間（6月25日まで）を設けますので、その間に自転車の所有者は警告書を取り外して、当該自転車を所有している旨を明らかにしてください。

なお、所有者は、速やかに登録申請を行ってください。

申請先：学部学生・大学院学生は、学生支援課学生支援係

（アドミニストレーション棟1階 03-5454-6074）

教職員等は、総務課総務係

（アドミニストレーション棟2階 03-5454-6893）

3. 保管期間

猶予期間を経過してもなお警告書が付いている自転車等は、所有者がいないものとして廃棄処分の作業対象とし、その後、約1ヶ月間（7月25日まで）の保管期間を設けます。

4. 廃棄処分

保管期間を終了し、廃棄処分が決定した自転車等は、所定の手続きを経た後、大学が一括して処分します。

[問い合わせ先]

総務課総務係（soumu-kakari@adm.c.u-tokyo.ac.jp 内線 46893）